

新県立博物館 交流創造エリア整備 進捗状況

新県立博物館では、施設の大きな特色として、博物館を日常的に活用していただける無料の「交流創造エリア」を建物の中心に配置しています。

交流創造エリアは、学習交流スペースを中核にした諸室で構成され、三重の自然と歴史・文化について、知りたい、学びたい、調べたい、仲間と一緒に交流や活動がしたいなど、さまざまなニーズに応じた使い方ができる総合的な学びと交流の場となります。

現在、それぞれの部屋の設備やデザインなど、詳細な内容について検討を行っているところです。本資料では、学習交流スペースおよびこのスペースと密接に連動する三重の実物図鑑、こども体験展示室、資料閲覧室を紹介いたします。

※交流創造エリアには、この他に、レクチャールーム、交流活動室、実習室などがあります。

学習交流スペース

交流創造エリアの中核となる空間です。レファレンスカウンターをはじめ、三重の自然と歴史・文化に関する資料の検索や三重を知る図書・情報の閲覧、ワークショップ、グループの活動、くつろぎなど多彩なコーナーがあります。個人やグループの学びや交流の場として、多様な使い方ができます。

また、「ミエソウの全身骨格復元模型」が、展示エリアへの導入として来館者を迎えます。

現在、展示や情報システムの設備・機器等の構築を進めています。

ミエソウ全身骨格復元模型

新県立博物館の活動を象徴する展示として、日本初の「ミエソウの全身骨格復元模型」を設置します。ミエソウ全身骨格復元委員会の指導と協力のもと、全国のミエソウ化石の3Dデータを収集・分析し、復元研究を進めています。



ミエソウ化石の3Dスキャン



ミエソウ化石のクリーニング



ミエソウ全身骨格復元標本のイメージ

こども体験展示室

「やってみる」「しらべる」「つたえる」など、博物館の学芸員が日頃行っている博物館活動を身近な話題で体験できる展示を通して、子どもたちが博物館の楽しさを知るきっかけづくりの場となるための部屋です。

三重の海、川、山、暮らしなどについて体験できたり、不思議に思ったことを調べたり、見つけたことを伝えたりできるコーナーがあります。また、就学前の小さな子どもたちが博物館に親しむためのコーナーも用意しています。

現在、詳細な展示手法や展示物の準備など、展示製作のための検討を行っています。



やってみる!! コーナー



しらべる!! コーナー



つたえる!! コーナー



小さい子のコーナー

資料閲覧室

新県立博物館が所蔵する化石・鉱物、動植物などの自然系資料や考古・歴史・民俗などの人文系資料を直接閲覧できる部屋です。また、一体的に整備する公文書館の機能として、歴史的公文書の閲覧公開もこの部屋で行います。

資料の検索は、学習交流スペースや資料閲覧室の資料検索端末のほか、ホームページからも行うことができます。



人文系資料 (狩望高虎書状)



自然系資料 (ギフチョウの標本)



歴史的公文書 (県指定文化財「三重県行政文書」)

ワークショップコーナー

体験型のワークショップなどを実施し、来館者の誰もが気軽に参加して楽しむことができます。



くつろぎコーナー

里山林や交流の広場からなるミュージアムフィールドに面した開放的な空間で、四季折々の季節を楽しみながら、ゆったりとくつろいだり、談笑したりすることができるコーナーです。



活動コーナー

博物館で活動するさまざまなグループが学習やミーティングなどに活用することができるコーナーです。



県内博物館情報コーナー

県内の博物館やまちかど博物館などへ思わず行ってみたくなる情報を掲載したコーナーです。各館の概要やタイムリーな行事情報等が分かる博物館情報端末、パンフレットなどを設置します。



三重の実物図鑑

三重の自然と歴史・文化に関する実物資料を中心に三重の特徴を紹介する部屋です。

自然系資料のコーナーでは、さわれる展示などを交えた図鑑的な分類による展示によって、三重の鉱物・化石、動植物の概要を紹介します。また、人文系資料のコーナーでは、考古・歴史・民俗・歴史的公文書などの資料が、どのように伝えられてきたのかといった視点から各々の特徴を紹介します。

現在、県民のみならず地域の団体等の協力をいただきながら、資料や情報の収集を進めています。



自然系資料のコーナーイメージ



人文系資料のコーナーイメージ

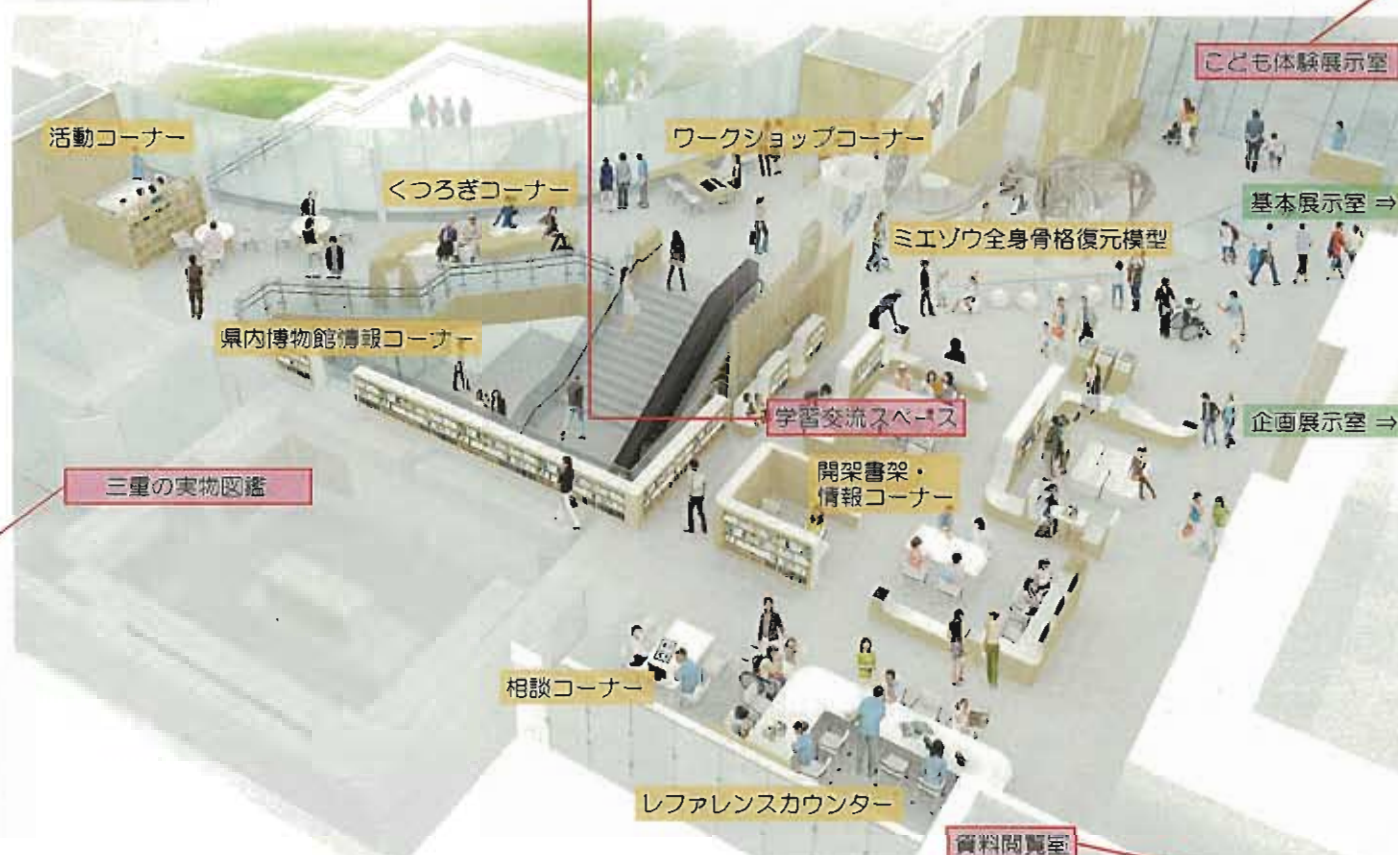
レファレンスカウンター・相談コーナー

学習交流スペースの要となる場所です。博物館の利用法などについて、気軽におたずねいただけるよう、学芸員や担当スタッフが常駐しています。また、相談コーナーでは、三重の自然と歴史・文化の調べ方や資料などについて、詳しく相談することができます。



開架書架・情報コーナー

新県立博物館が所蔵する資料や図書を検索したり、三重の自然と歴史・文化に関することを調べたりすることができるコーナーです。デザイン性の高い特徴的な本棚に、学芸員選りすぐりの図書「三重を知る1000冊(仮称)」や県内外の博物館が出版した図書などがあり、自由に見ていただくことができます。カウンターに申し込めば、開架書庫の図書類も閲覧できます。



4 人権施策の総合的な推進について

人権課

1 現状

(1) 人権施策の総合的な推進

差別のない人権が尊重される社会の実現を目的として、平成9年に制定された「人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき、「三重県人権施策基本方針」を平成18年3月に改定し、人権施策の体系を整備しました。

現在は、その推進計画である「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン（平成23年3月策定）」により、全庁的に人権施策を推進するとともに、さまざまな主体との協働・連携により取組を進めています。

また、平成24年度には、今後の人権啓発等の施策に活用していくため、概ね7年毎に行っている「人権問題に関する県民意識調査」を実施しました。

(2) 三重県人権センターの取組

県人権センターは、平成8年11月に、本県の人権啓発を推進する拠点施設としてオープンし、常設展示室・図書室・多目的ホール等の施設を活用した啓発とともに、人権メッセージ、ポスターの募集といった県民参加型の啓発やスポーツ組織と連携した啓発イベントの開催等、多様な人権啓発事業を展開しています。

また、センター内に人権相談窓口を設置し、関係機関と連携しながら、人権に係るさまざまな相談に対応するとともに、県内相談機関の相談員等を対象としたスキルアップ講座を開催し、人材育成を通じて相談体制の充実を図っています。

さらに、市町が設置している隣保館における相談事業や啓発、広報活動、地域交流等の取組に対して、財政的な支援を行っています。

2 課題

(1) 人びとの人権意識は高まりつつありますが、偏見等による差別や人権侵害は未だに発生しています。また、社会環境の変化に伴い、児童や高齢者への虐待や、インターネット上の人権侵害等、新たな課題も発生しています。

このため、県民一人ひとりが、人権問題を自らの問題としてとらえ、主体的に取り組んでいけるよう、国や市町をはじめとするさまざまな主体と連携・協働しながら、人権啓発・教育等の総合的な取組を一層推進していく必要があります。

(2) 三重県人権センターへ寄せられる人権相談件数は依然として多く、内容は多様化・複雑化しています。このことから、県内の相談機関相互をつないでいく体制づくりや各相談機関への人材育成支援が必要です。

3 今後の取組方向

(1) 人権施策の進捗管理と検証

「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づく取組状況等を年次報告にまとめ、「三重県人権施策審議会」に報告するとともに、県ホームページで

公表して得られた幅広い意見を、次年度の取組に生かしていきます。また、平成24年度に実施した「人権問題に関する県民意識調査」の調査結果の分析を行い、施策への活用を図ります。

(2) 人権が尊重されるまちづくりの推進

住民組織、NPO・団体、企業など、地域のさまざまな主体が、人権の視点をベースにしてまちづくりを進めていけるよう、研修講師やアドバイザーの派遣等、地域の自主的な取組を支援します。

(3) 効果的な人権教育・啓発の実施

三重県人権センターを拠点として、人権ポスター・人権メッセージの募集といった県民参加型の啓発やスポーツ組織と連携した啓発イベントの実施に加え、商業施設等で啓発活動を行う移動人権啓発事業など、手法を工夫して啓発効果の向上に努めます。

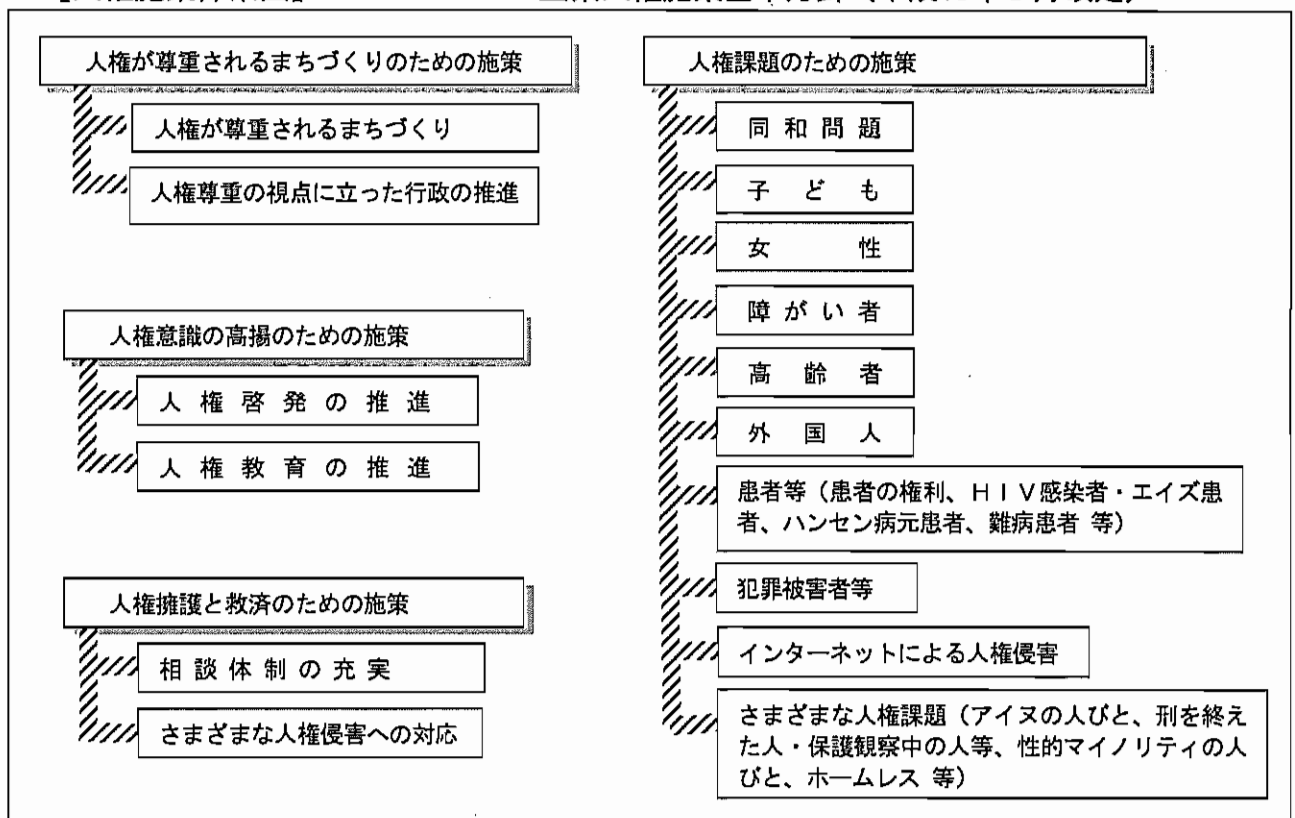
(4) 人権相談の充実と人権侵害への対応

人権相談ネットワークの充実に努めるとともに、各相談機関の相談員を対象としたスキルアップ講座を開催し、相談員の資質向上を支援します。

また、インターネット上の人権侵害に対応するための「ネットモニター活動」を、各地域で主体的に実践していく指導的な人材を育成していくため、「ネットモニターリーダー養成講座」等を開催します。

【人権施策体系図】

三重県人権施策基本方針（平成18年3月改定）



【参考資料】人権問題に関する県民意識調査の結果（データ）について

1 調査の目的

同和問題をはじめとした人権問題に関する県民意識を把握し、今後の人権施策推進のための基礎資料として活用するため、昭和59年から概ね7年毎に実施しており、今回で5回目となります。平成24年度は調査の実施とデータ集計を行い、平成25年度に詳細分析を実施します。

〔 第1回：昭和59年 第2回：平成3年 第3回：平成10年
第4回：平成16年 〕

2 調査の概要

- ①調査期間 平成25年1月10日～1月25日
- ②調査対象 県内居住の20歳以上の男女3,000人（外国人を含む）
※住民基本台帳から無作為抽出
- ③調査方法 郵送による配布・回収（調査票による本人記入形式）
- ④回答状況 有効回答数1,209人（回答率40.4%）
- ⑤調査項目 三重県人権施策基本方針に掲げる各人権課題とともに、新しい人権課題についても調査項目として設定。前回調査結果との経年変化を把握するため、できる限り前回調査項目と同一項目にして実施しました。

3 調査結果の詳細分析及び活用について

平成25年度に専門的な見地から詳細分析を行います。学識経験者等からの意見を踏まえて、クロス分析などを行い、県民の人権意識を明らかにするとともに、人権問題の解決のための検討を行います。

なお、詳細分析により得られた結果は、今後の人権教育・啓発等の施策に活用します。

5 男女共同参画社会の実現に向けた取組について

男女共同参画・NPO課

1 現状

県内における政策や方針の決定過程への女性の参画水準は依然として低く、未だ十分とはいえない状況ですが、これまでの取組により、県・市町の審議会等への女性委員の登用率が25.1%となるなど女性の参画は徐々に進んでいます。しかしながら、固定的性別役割分担意識もまだまだ残っており、また、男女の賃金等の格差やM字カーブに関する問題も解消されるにいたっておらず、家事・子育て・介護の多くを女性が担っている状況もみられます。県民の、社会全体における男女の地位についての平等感も低くなっています。

なお、市町への働きかけの結果、市町男女共同参画基本計画の策定は進んでおり、平成24年度に3町増えて14市12町になり、未策定は3町となりました。

(参考)

e-モニターによる男女共同参画に関するアンケート			
H23：平成23年6月23日～平成23年7月11日、回答数：1,128人（男 55.5%、女 44.5%）			
H24：平成24年6月22日～平成24年7月18日、回答数：963人（男 54.5%、女 45.5%）			
問 社会全体において、男女の地位が平等になっていると思いますか。			
	平等である	男性の方が優遇されている	女性の方が優遇されている
H23	13.9%	74.3%	6.0%
H24	11.5%	71.7%	11.7%
平等であるは、男が18.0%⇒14.0%へ4ポイント減、女が9.0%⇒8.4%へ0.6ポイント減			
問 「男は仕事、女は家庭」という考え方がありますが、あなたはどのように思いますか。			
	同感する	同感しない	
H23	40.1%	54.8%	
H24	40.9%	55.4%	
第2回 みえ県民意識調査			
平成25年1月～平成25年2月、回答数：5,432人（男 44.9%、女 52.8%）			
	肯定的回答	否定的回答	どちらともいえない
H25	33.2%	32.7%	32.1%

2 課題

「社会のあらゆる分野で2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%とする」などの「第2次三重県男女共同参画基本計画」（計画期間：平成23年度～平成32年度）の重点事項の達成に向けて、どのように社会の意識と環境を変えていくかが課題です。

そのために、さまざまな層に対して男女共同参画に関する意識の普及を図るとともに、女性の人材育成、登用、個別的支援にとどまらず、女性の社会参画を実際に支援する環境づくりを進める必要があります。例えば、働く場に関しては、ワーク・ライフ・バランスの推進や保育所等の子育て環境の整備など、女性が活躍しやすくするための取組が必要です。

3 今後の取組方向

(1) 基本計画の推進

県の男女共同参画に関する施策の実施状況について、第一期実施計画に記載された事業内容等への取組状況や目標項目の現状値を毎年把握することより進行管理を行い、全庁的に取組を推進します。

また、今年度9月に実施される、三重県男女共同参画審議会による県の男女共同参画に関する施策についての知事への提言も効果的に活用しながら、働く場、家庭、地域それぞれにおいて男女共同参画が進むよう、他部との連携を図り、各部局の男女共同参画関連施策を総合的に進めていきます。

(2) 市町に対する支援等

市町主管課長会議や研修会等の開催により情報共有や連携を図り、各市町における男女共同参画基本計画の推進及び計画の策定が進むよう支援していきます。

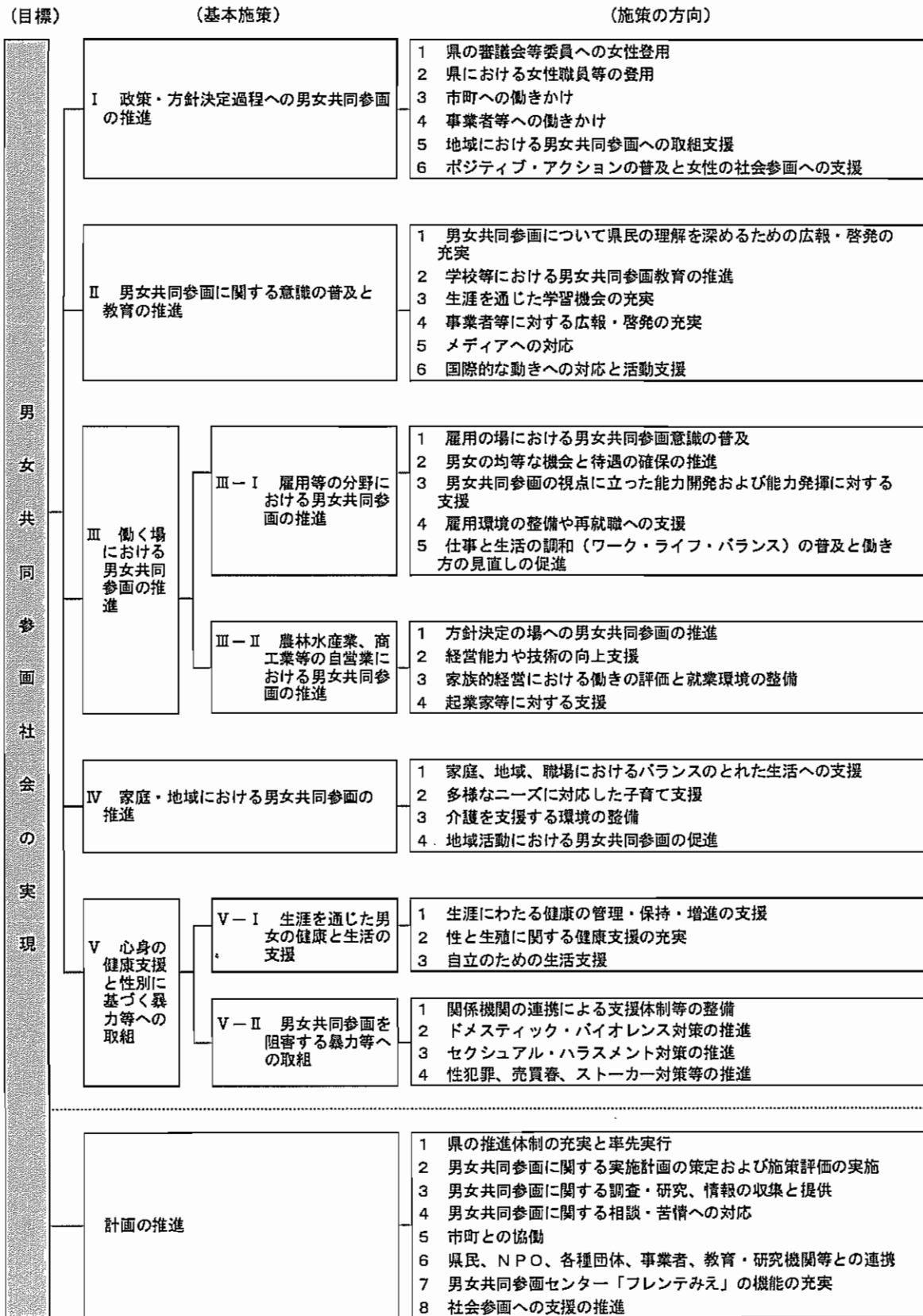
(3) 男女共同参画意識の普及

三重県男女共同参画センター（フレンテみえ）との連携を強化し、各種の講座等による学習機会の提供やイベント等により、男女共同参画意識の普及を進めます。その際、対象者、企画内容、開催日時の設定、周知方法を工夫し、これまで十分にアプローチできていなかった男性、若年層、企業等に対して働きかけていきます。

(4) 女性に対する暴力の防止

DV・デートDV対策等に重点を置き、カード型DV相談機関一覧の作成・配布による相談・支援体制の周知、女性に対する暴力防止セミナー等による啓発を行うとともに、若年層に対し、デートDVの予防啓発リーフレットの作成・配布等による啓発を行っていきます。

【参考】「第2次三重県男女共同参画基本計画」の体系



6 NPOの参画による地域社会づくりの推進について

男女共同参画・NPO課

1 現状

- (1) 平成10年に「特定非営利活動促進法」(以下「NPO法」という)が制定され、ボランティアや市民活動への社会的関心は高まり、三重県認証のNPO法人数は毎年度増加し、平成24年度には639法人に達しました。しかし、収入規模500万円未満の法人が全法人の約5割(平成24年)、1法人あたりの職員数5人未満の法人は56%(平成23年度)、NPO法人で働いている人の平均年収は約127万円(同年度)であることなど、多くのNPO法人の財政力・組織力は十分とはいえません。

(資料) NPO法人の財政規模と職員数の割合

収入規模	比率
500万円未満	50.2%
500万円以上1000万円未満	7.5%
1000万円以上5000万円未満	27.7%
5000万円以上	8.3%
未確定	6.3%

職員数	比率
0人	15.2%
1~2人	24.8%
3~4人	16.0%
5~9人	19.3%
10人以上	24.7%

※ 財政規模は平成24年提出分の事業報告書から

※ 職員数は平成24年3月三重県NPO法人活動実態調査報告書から

- (2) NPO法人の活動基盤の強化を図り、地域における活動を促進するため、指定を受けたNPO法人に寄付を行った県民等が税の優遇を受けられる、「特定非営利活動法人の指定の基準及び手続等に関する条例(仮称)」(以下「条例」という)の制定に向けた準備を進めました。
- (3) 平成23~24年度に実施した新しい公共推進指針策定事業において、県民の協働による取組を促進し、NPO活動の活発化につなげるために、「夢をかたちにするまちづくり~『新しい公共』のヒント集~」(以下「ヒント集」という)を策定しました。
- (4) みえ県民交流センターにおいて、市民活動に関する広報紙の発行、ホームページによる情報の提供、NPOの活動の場や交流機会の提供などを行っています。また、関係機関と連携し、市民活動団体情報の共有化(2,686団体)や情報交流を進めました。
- (5) NPO、地域住民、企業、行政などさまざまな主体が協働しながら、地域の諸課題解決に取り組む企画を募集し、23年度採択分と併せて11件の協働事業を実施しました。

- (6) 県内のNPOと企業の連携・協働の実態や課題等を把握・整理するため、「NPOと企業の連携・協働実態調査」（以下「実態調査」という）を実施しました。
- (7) ボランティア関係組織と連携して、「みえ災害ボランティア支援センター」を運営し、東日本大震災に対する支援活動を実施しました。
- (8) 災害ボランティア活動を円滑かつ効果的に行うには、市町・社会福祉協議会、NPO等の間で平時から緊密な関係づくりが必要なことから、「災害時に備えたネットワーク強化事業調査」（以下「災害ネット調査」という）や、災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を実施しました。

2 課題

- (1) NPOは、地域づくりの担い手として、また、社会サービスや雇用の場の提供者としての役割が期待されていますが、NPOの活動を支える社会の仕組みがまだ十分整備されているとは言えず、活動基盤が脆弱なため、これを支援していくことが行政にとっての課題です。
- (2) 「条例」を制定し、制度の周知を図るとともに適切に運用し、NPO法に基づく認定NPO法人の拡充を図る必要があります。
- (3) 「ヒント集」の策定を通じて、NPO、地縁団体、企業等、さまざまな主体の交流が進展しましたが、今後は、「ヒント集」を周知し、協働による取組等の実践を促すための取組を進める必要があります。
- (4) 協働事業提案を通じて、NPOの視点から他の主体に事業企画を提案し、一緒に取り組むことの必要性・有効性について認識が広がったことから、今後はより多くの取組が実践されるように促すとともに、NPOの企画をより提案しやすくする仕組みを検討する必要があります。
- (5) 「実態調査」で、NPOと企業が連携・協働に取り組むうえでのニーズや課題が明らかになったことから、対応策などを検討する必要があります。
- (6) 「みえ災害ボランティア支援センター」を12月まで継続しながら、本県の災害発生時に備え、これまでの東日本大震災への支援の取組の成果等を県内にフィードバックしていく必要があります。
- (7) 「災害ネット調査」の結果、市町における災害ボランティアセンターの運営マニュアルの未整備や訓練の不足などが明らかになったことから、平時からの体制強化を促していく必要があります。

3 今後の取組方向

- (1) NPOの活動に対する認知度を高め、NPO活動に必要な資源が提供される基盤づくりを行う取組が継続されるよう、相談や中間支援団体への情報提供などの支援を行います。
- (2) 条例でNPO法人を指定し、寄付を行った県民等が税の優遇を受けられる制度を構築し、認定NPO法人の拡充に向けて、制度の内容、基準、必要な手続き等の周知に努めます。
- (3) NPOの活動の活発化につなげるため、「ヒント集」を活用して、県内全てのNPO法人（約 600 法人）や地縁団体、企業等を訪問し、意見交換を行います。また、実践活動が広がるよう、優秀事例の発表会や表彰を行います。
- (4) NPOが他の主体に提案する協創の事業企画の質を高める研修等や、パートナーを見つける機会の提供等の支援を行います。
- (5) NPOと企業の連携・協働を促進するために、「実態調査」で把握した企業にヒアリングし、モデル事例として情報発信します。
- (6) 「みえ災害ボランティア支援センター」を12月末まで設置し、9月までボランティアバスによる東日本大震災支援を行うとともに、東日本大震災の教訓と支援の成果、ネットワークを生かし、関係部局と連携して県民の防災意識の向上とボランティア活動への参加促進に取り組みます。
- (7) 県内市町において、災害ボランティアセンターの設置や運営が円滑に進むよう、「災害ネット調査」の結果を反映した意見交換会や研修を実施し、平時からマニュアルの作成やコーディネータの養成を促進します。

7 多文化共生社会づくりの推進について

多文化共生課

1 現状と課題

(1) 現状

三重県の外国人住民数は、経済情勢の悪化もあり、平成24年末で41,811人と4年連続で減少したものの、県内総人口に占める外国人の比率は、県人口の約2.23%を占めており、全国的にも高い水準にあります。(平成23年末：全国3位)

こうした状況のもと、国籍や民族などの異なる人びとが、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係のもとで、安心して共に生きていける多文化共生社会づくりが求められており、平成23年に策定した「三重県国際化推進指針（第一次改訂）H23～H26年度」に基づき、市町やNPO、企業などの多様な主体と連携・協働して多文化共生社会づくりに取り組んできました。

具体的には、県内の集住都市で構成する「三重縣市町多文化共生ワーキング」を設置し、取組方向や役割などの意識を共有するとともに、市町をはじめとするさまざまな主体と連携して、ホームページでの多言語情報提供、相談窓口の設置、医療や防災時の外国人支援ボランティアの育成、多文化共生の啓発などに取り組んできました。

こうした取組により、さまざまな主体が多文化共生社会づくりに主体的に参画しやすい環境整備が進みつつあります。

<平成24年末 国籍別外国人住民数>

順位	国籍	住民数	構成比	前年末からの増減数	前年末からの増減率
1	ブラジル	12,674人	30.3%	▲2,558人	▲16.8%
2	中国	9,354人	22.4%	▲199人	▲2.1%
3	韓国又は朝鮮	5,360人	12.8%	▲224人	▲4.0%
4	フィリピン	5,289人	12.7%	▲86人	▲1.6%
5	ペルー	3,105人	7.4%	▲298人	▲8.8%
	その他	6,029人	14.4%	▲371人	▲5.8%
	三重県計	41,811人	100%	▲3,736人	▲8.2%

(2) 課題

外国人住民数は、経済環境の悪化等の影響から減少傾向にありますが、在留資格別にみると、永住者は増加しており、外国人住民の定住化が進展しています。

外国人住民の定住化に伴い、教育、医療、防災等さまざまな分野で深刻な課題を抱えていることから、今後一層、多文化共生社会づくりを進めていくことが求められています。

多文化共生社会の実現には、NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体がそれぞれの役割、方向を理解して取組を進めていくことが不可欠であり、引き続き、さまざまな主体とのネットワークを強化し、連携して事業に取り組んでいく必要があります。

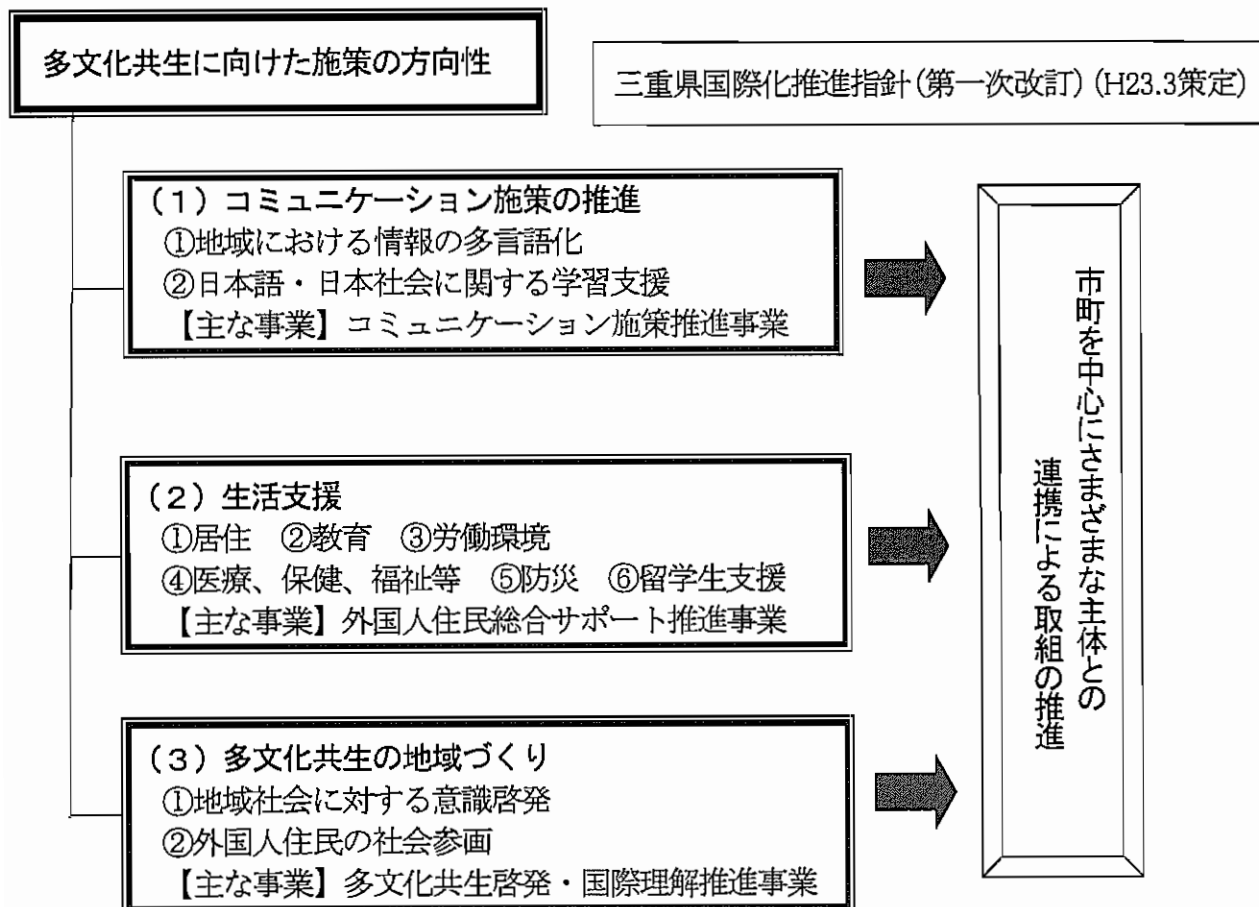
今後は、外国人住民が地域社会の一員として多様な地域活動に参加・参画する機会を徐々に増やしていくことが求められます。

2 今後の取組方向

外国人住民が地域社会の一員として、その能力を十分に発揮して地域社会に参加・参画できるよう環境を整備していく必要があります、さまざまな主体と連携して多文化共生社会づくりに取り組みます。

このため、言葉の壁や文化の違いから生じる課題を解決するため、コミュニケーション能力の向上をめざし、市町、NPO等と連携して映像を活用した防災等の生活上必要な情報の多言語での提供、日本語を学ぼうとする外国人への日本語学習支援、「やさしい日本語」の普及などに取り組みます。

また、市町をはじめとするさまざまな主体とのネットワークを拡充し、災害時にも対応できる相談体制の整備、医療・災害等のサポート体制の充実、子どもの将来設計支援のため作成した「キャリアガイドDVD」の普及などの総合的な支援に取り組み、外国人住民が地域社会へ参画しやすい環境づくりを進めます。



8 交通安全対策の推進について

交通安全・消費生活課

1 現状

県民一人ひとりが安全・安心を実感できるように、交通事故防止に取り組み、交通事故のない安全で安心なまちづくりを進めています。

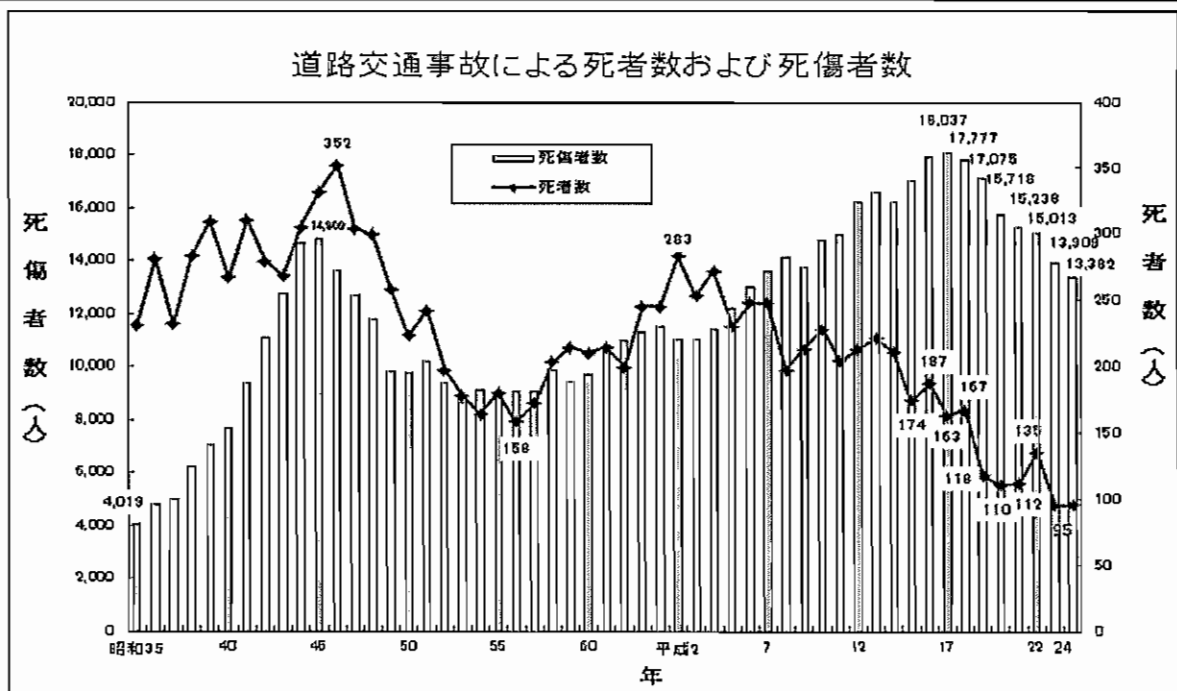
(1) 県内における「交通事故死者数」は長期的には減少傾向の定着化の兆しが見られ、平成 24 年は、平成 23 年と同数でしたが、昭和 29 年以降で最少の死者数(95 人)となり、死亡事故件数は、93 件となりました。

しかし、平成 20 年以降、65 歳以上の高齢死者数が全死者数の半数以上を占める状況が続いています。

(2) 県内における「交通事故死傷者数」は平成 17 年をピークに減少を続けています。しかし、1 日当たり約 37 人ももの県民が死傷しており(平成 24 年)、厳しい情勢が続いています。

(3) 飲酒運転は、平成 13 年度の道路交通法改正により罰則が強化されて以降、検挙件数が減少していますが、なお年間 600 件程度の検挙件数があります。

区 分	第 8 次交通安全計画					第 9 次交通安全計画	
	H18 年	H19 年	H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年
総事故件数(件)	65,376	62,774	61,793	60,399	63,005	62,436	63,642
人身事故件数(件)	13,123	12,790	11,886	11,372	11,275	10,420	10,155
うち死亡事故(件)	157	117	109	109	125	89	93
死者数(人)	167	118	110	112	135	95	95
うち高齢者(人)	70	55	56	65	71	53	48
(構成率) %	41.9%	46.6%	50.9%	58.0%	52.6%	55.8%	50.5%
負傷者数(人)	17,610	16,957	15,608	15,126	14,878	13,813	13,287
死負傷者数(人)	17,777	17,075	15,718	15,238	15,013	13,908	13,382
物損事故件数	52,253	49,984	49,907	49,027	51,730	52,016	53,487
人口10万人当たり死者数(※順位)	2	14	11	10	2	16	10



2 課題

平成 20 年以降、高齢者が交通事故死者の半数以上を占める状況が続いています。このため、高齢者の交通事故防止に重点を置いた交通安全教育や広報啓発活動を推進していくことが必要です。

交通安全対策については、交通安全活動の輪を広げるため、地域や職域で活躍する交通安全指導員の育成と、県民一人ひとりが、交通ルールを遵守し正しい交通マナーを実践することを習慣づけていただけるような、工夫を凝らした交通安全広報啓発活動を展開する必要があります。

県内の飲酒運転の根絶のために、広報啓発活動を進めていく必要があります。

3 今後の取組方向

高齢者を対象とした交通安全対策については、老人クラブを中心に地域の交通安全活動に自ら取り組む高齢者（シルバーリーダー）を育成します。

交通安全研修センターでは、屋外コースを改修し、より効果的な参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するほか、市町や企業等の職員など地域や職域で交通安全教育を推進する指導者の養成及び資質向上を図ります。

交通安全対策としては、「第 9 次三重県交通安全計画」（計画期間：平成 23 年度～27 年度）に基づき、市町、警察、関係機関・団体等と連携しながら各種交通安全対策を推進します。

飲酒運転根絶に向けて、広報啓発活動等の取組を進めるとともに、飲酒運転防止条例検討会における検討状況を踏まえて、適切に対応していきます。

【参考】第 9 次三重県交通安全計画の目標

- 交通事故死者数を、平成 27 年までに 75 人以下にする。
- 交通事故死傷者数を、平成 27 年までに 11,800 人以下にする。

9 安全で安心なまちづくりの推進について

交通安全・消費生活課

1 現状

- (1) 県内の刑法犯発生（認知）件数は、平成14年に戦後最悪を記録した後は、平成20年まで6年連続で減少を続け、平成21年はわずかに増加したものの、平成22年以降、再び減少し、平成24年は過去10年間で最少となりました。

【刑法犯の認知件数の推移】

(件)

区分	H14年	～	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年
刑法犯総数	47,600		25,348	25,540	23,425	22,215	21,493
増減数			-616	192	-2,115	-1,210	-722
増減率			-2.4%	0.8%	-8.3%	-5.2%	-3.3%
重点対象犯罪 ※	12,760		4,178	4,620	3,824	3,641	3,458
増減数			7	442	-796	-183	-183
増減率			0.2%	10.6%	-17.2%	-4.8%	-5.0%

※重点対象犯罪（9類型）

- | | | | | |
|-------------------------------|------------------------------|---------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 空き巣 | <input type="checkbox"/> 忍込み | <input type="checkbox"/> 自動車盗 | <input type="checkbox"/> ひったくり | <input type="checkbox"/> 車上狙い |
| <input type="checkbox"/> 路上強盗 | <input type="checkbox"/> 強姦 | <input type="checkbox"/> 強制わいせつ | <input type="checkbox"/> 略取誘拐 | |

- (2) 平成16年10月に「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例」を施行し、警察本部や教育委員会等と連携して、各種の広報啓発や人材育成、防犯意識高揚のための講座やフォーラムの開催などの施策を推進しています。
- (3) 平成23年4月から「三重県暴力団排除条例」が施行されたことに伴い、警察本部、教育委員会と連携を図り、従来の「警察対暴力団」から「社会対暴力団」という体制を構築し、県民等の安全で平穏な生活の確保に取り組んでいます。

2 課題

(1) 防犯対策

県内の自主防犯活動団体数は、平成15年に23団体であったものが、平成24年12月末現在577団体に増加し、各種の防犯活動が地域で実施されています。今後も引き続き防犯意識の醸成を図り、地域住民による主体的な防犯活動が県内全域で活発に展開されていくよう取り組む必要があります。

(2) 「三重県暴力団排除条例」の浸透

「三重県暴力団排除条例」は、県、県民、事業者が一体となって暴力団の排除にあたっていくこととしており、本条例の普及、浸透をはかり、県民の皆さんや事業者にも、暴力団排除の重要性について理解を深めていただくことが必要です。

3 今後の取組方向

(1) 防犯対策

犯罪のないまちづくりリーダー養成講座や安全安心まちづくりフォーラムの開催等により、自主防犯活動団体の拡充及び充実を図ります。また、自主防犯活動についての先進的な事例を紹介するなど情報提供を行い、地域における防犯意識の醸成を図り、地域住民の主体的な防犯活動を促進します。これらの取組については、「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくりに向けた県の総合的な施策（平成25年度 県の事業概要）」（別紙）として毎年度とりまとめ、関係部局が連携し総合的に推進していくとともに、県民の皆さん、市町、事業者、関係団体等の意見を聞きながら進めていきます。

(2) 「三重県暴力団排除条例」の浸透

暴力団排除の気運を高めるため、警察本部、教育委員会と連携し、暴力団排除に関する施策を一体となって推進し、必要な広報啓発を行います。また、三重県が設置する公の施設における暴力団の利用の制限を行うため、警察本部等との連絡調整を行います。

「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくりに向けた県の総合的な施策
(平成 25 年度 県の事業概要)」

I. 推進体制の充実

- 1. 意見交換による推進体制の充実 — (1) 県民、事業者等との推進会議の開催
- 2. 連携協力のための推進体制の充実 — (1) 連携協力のための情報提供の推進
— (2) 国及び市町との連絡調整

II. 広報啓発と地域の取組の支援

- 1. 県民、事業者等への啓発活動 — (1) 犯罪のないまちづくりフォーラムの開催
— (2) みえ防犯キャンパスの開催
— (3) 県民、事業者等への条例等の周知
— (4) 防犯教室・防犯講座への積極的な参画等
— (5) 犯罪情報・地域安全情報等の提供
- 2. 自主的な活動等に対する支援 — (1) 犯罪情報・地域安全情報等の提供（再掲）
— (2) 安心して暮らせるまちづくり出前講座の実施
— (3) 犯罪のないまちづくりリーダー養成講座の実施
— (4) 「地域安全マップづくり活動」への支援

III. 地域の環境づくりの支援

- 1. 学校、通学路等における安全の確保 — (1) 防犯に関する講習会・研修会の実施
— (2) 防犯教育実践事業の実施
— (3) 学校安全ボランティア（スクールガード）の充実
— (4) 三重県警察認定「子ども安全・安心の店」の整備促進
— (5) 児童等の安全の確保に関する啓発
— (6) 通学路安全対策アドバイザーの派遣
- 2. 安全・安心につながる道路、住まい、まちづくり — (1) 犯罪の防止に配慮した指針の周知
— (2) 犯罪の防止に配慮した道路等の整備
— (3) 防犯に配慮した住まいづくりの促進
— (4) 犯罪に強いまちづくりの推進

10 消費生活の安全の確保について

交通安全・消費生活課

1 現状

国においては、消費者庁の設置以降、消費者関連法の改正や消費者安全調査委員会の設置など制度の整備とともに、地方消費者行政活性化基金の設置により地方消費者行政の充実強化が進められてきましたが、身近な市町村の相談体制の維持・充実のため下支えが必要として、基金の事業実施期間が平成25年度まで延長されたところです。

県では、三重県消費者行政活性化基金を活用し、市町等と連携して消費生活相談体制の充実や消費者啓発・消費者教育に取り組んでいます。現在12市5町で消費生活相談員が配置され、市町相談窓口の利用も徐々に増えてきています。

また県及び市町の総相談件数については減少傾向にあり、消費者啓発の成果でもありと考えていますが、一方で、高齢者が相談件数に占める割合は年々増えています。

2 課題

(1) 消費者啓発・消費者教育の充実

商取引の複雑化、多様化に伴い、新たな消費者トラブルが発生するとともに、悪質商法の手口も巧妙化していることから、引き続き、県民の皆さんに幅広く啓発情報や学ぶ機会を提供し、消費者被害の未然防止に取り組む必要があります。特に高齢者の被害を防止するために、身近なところでの消費者啓発の充実に取り組む必要があります。

さらに、「消費者教育を総合的、一体的に推進すること」を目的に制定された消費者教育推進法の施行（H24.12.13）を受け、消費者教育推進地域協議会の設置や消費者教育推進計画の検討を行う必要があります。

(2) 市町における消費生活相談体制の充実・強化

現在四日市市ほか12市5町で消費生活相談員による相談対応が行われていますが、相談員による相談日数が月に数回という市町もあることから、県民の皆さんが一番身近な市町で安心して相談できるよう、相談体制充実のための働きかけや支援を引き続き行う必要があります。

(3) 事業者指導

悪質な商取引による被害が依然として発生し、広域的に活動する事業者も多いため、消費者被害の発生・拡大防止を図るため、国や他都道府県及び警察など関係機関との連携を強化し、事業者指導に取り組む必要があります。

3 今後の取組方向

(1) 消費者啓発・消費者教育の充実

消費者、事業者、行政等が連携する「みえ・くらしのネットワーク」の参加拡大を進め、より幅広く啓発活動を行うことにより、消費者トラブルの未然防止、拡大防止を図ります。特に高齢者の被害防止のため、地域において細やかな啓発情報が得られるよう、地域包括支援センターや老人会等に働きかけて、消費者啓発地域リーダーをさらに養成するとともに、自主的な啓発活動を促進します。

また、消費者教育推進法の施行を受け、関係団体等との連携を強化し、消費者教育推進地域協議会の設置や消費者教育推進計画の検討を行うとともに、消費者教育の指導者研修や教材の充実に取り組みます。

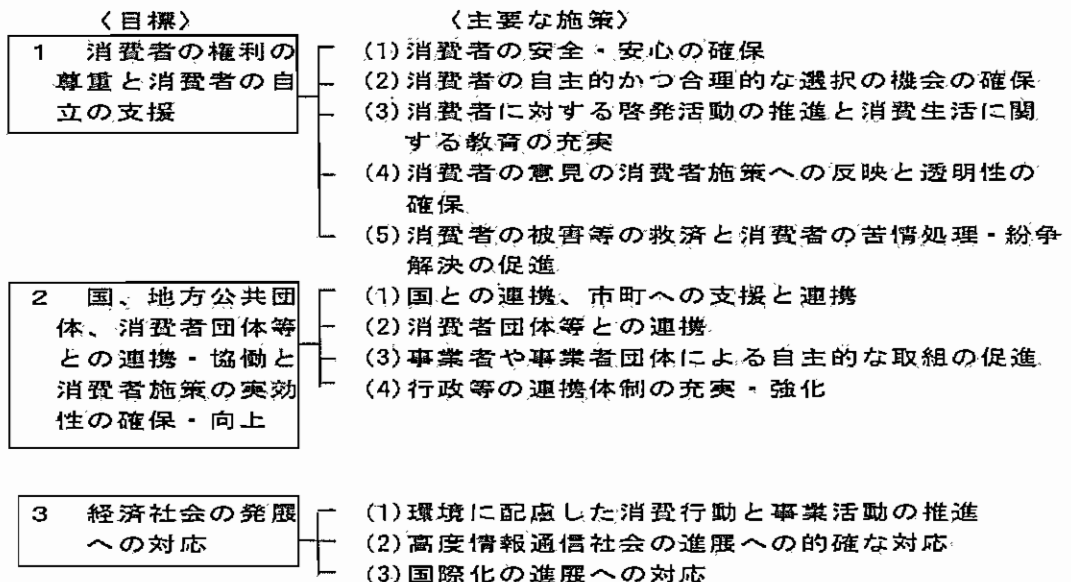
(2) 市町における消費生活相談体制の充実・強化

消費者行政活性化基金を活用し、消費生活相談員の人材育成や弁護士等の専門家活用により、市町の相談体制の維持・充実に支援します。また、県相談員による市町相談窓口への巡回訪問や直通電話（市町ホットライン）での助言など技術的支援を行うとともに、単独での相談員配置が難しい市町に対して、広域的連携による相談体制についての助言や調整等を行います。さらに、市町における基金の活用を促進し相談体制充実等に積極的に取り組むよう働きかけていきます。

(3) 事業者指導

国や東海4県（愛知・岐阜・静岡・三重）で構成する「東海悪質事業者対策会議」「東海4県広告表示等適正化推進会議」等近隣県との連携を強化し、合同で行政処分や指導を実施するなど、効果的・効率的な事業者指導を進めていきます。

(参考) 第二次三重県消費者施策基本指針の体系（平成23年3月）



(参考)

1 三重県消費生活センターにおける相談受付件数 (件)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
受付件数	7,500	6,543	6,734	6,179	5,218	4,313
対前年増減	▲ 523	▲ 957	191	▲555	▲961	▲905
増減率	▲ 6.5%	▲ 12.8%	2.9%	▲8.2%	▲15.5%	▲17.3%
60歳以上の相談	1,146	1,205	1,438	1,430	1,274	1,175
全体に占める割合	17.3%	20.1%	23.3%	24.9%	26.3%	27.2%

※ 60歳以上の相談件数及び割合は、問合せ等を除く。

[平成24年度相談件数上位3位]

- 1位 出会い系サイト使用料金等の不当請求・架空請求
- 2位 多重債務やヤミ金融
- 3位 工事・建築 (外壁工事や屋根工事の訪問販売)

2 三重県消費者行政活性化基金

(1) 概要

三重県消費者行政活性化基金は、地方消費者行政活性化交付金により平成20年度に造成したもので、平成24年度補正予算で交付金が上積みされたことにもない、基金の事業実施期間が一年間延長となった。

県・市町は、基金を活用して、消費者行政の活性化に向けた様々な事業 (市町の相談体制充実のための支援と消費者教育・啓発の推進事業) を展開している。

- (2) 基金活用予定額 72,119千円 (平成25年度)
- (3) 事業実施期間 平成21～25年度

3 事業者指導の実績

年度	特定商取引法に基づく行政処分、行政指導					
	行政処分		文書指導		呼出指導	
19	1件	(業務停止3ヶ月) 教材販売※				
20	1件	(業務停止3ヶ月) みそ販売※				
21					1件	住宅リフォーム
22	1件	(業務停止12ヶ月) 住宅リフォーム			3件	住宅リフォーム1・新聞販売1・印鑑1
23	1件	(業務停止3ヶ月) 結婚相手紹介			4件	住宅リフォーム2、新聞販売2☆
24	1件	(業務停止12ヶ月) みそ販売※	3件	みそ販売※	3件	住宅リフォーム1、新聞販売2☆

年度	三重県消費生活条例に基づく行政指導		
	勧告	文書指導	呼出指導
24			1件 新聞販売

※：4県合同 (三重県・静岡県・愛知県・岐阜県) ☆：3県1市合同 (三重県・愛知県・岐阜県・名古屋市)

1.1 地球温暖化対策について

地球温暖化対策課

1 現状

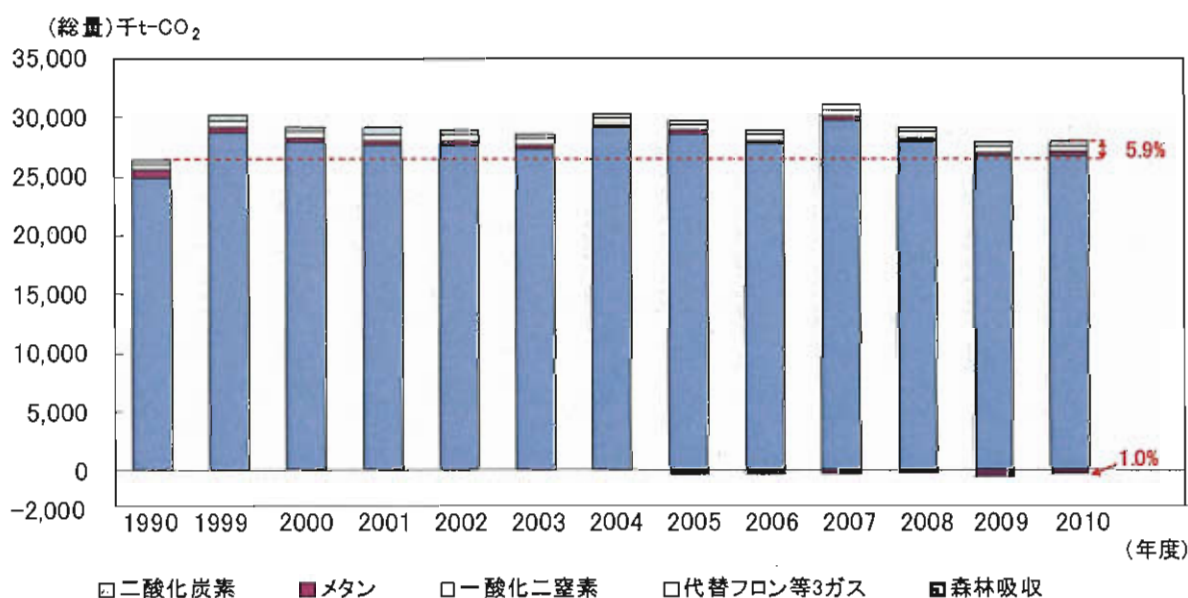
県では平成12(2000)年に「三重県地球温暖化対策推進計画」を策定し、平成24(2012)年3月には、推進計画に替わる計画として、「三重県地球温暖化対策実行計画(計画期間：平成24(2012)年度～平成32年(2020)年度)」を策定しました。その計画では、平成32(2020)年度における温室効果ガス排出量を基準年度である平成2年(1990)年度比で10%削減することを目標とし、地球温暖化対策に取り組むこととしています。

これまで、温暖化対策として、平成13(2001)年に大規模事業所を対象とした地球温暖化対策計画書制度を「三重県生活環境の保全に関する条例」に規定するとともに、平成16(2004)年には、三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム(M-EMS)の導入をはかり、事業者の自主的な取組を促進してきました。

また、家庭における省エネ等の取組促進を図るため、「三重県地球温暖化防止活動推進センター」を指定し、そこを拠点に活動する地球温暖化防止活動推進員等により地球温暖化対策についての普及・啓発を行っています。

しかしながら、三重県域における平成22(2010)年度の温室効果ガス排出量は、基準年度である平成2年(1990)年度に比べて4.9%(森林吸収量を含む)増加しています。

その排出量の内訳を二酸化炭素で見ると、産業部門が57%、運輸部門が16%と排出量の大部分を占める一方、伸び率(対基準年度)では、オフィスや店舗などの民生業務部門で84%、家庭部門で22%と大きな伸びを示しています。



三重県における温室効果ガス排出量の推移

2 課題

地球温暖化は、環境問題のなかでも特に重要な問題であり、総合的な枠組みの中で、温暖化対策を進めていく必要があります。

「三重県地球温暖化対策実行計画」においては、平成 32 年度に、基準年度比で 10%削減することを目標としており、計画を着実に進め、温室効果ガスの排出量を削減していかなければなりません。

なお、国においては、「2020 年までに温室効果ガスの排出量を 1990 年比で 25%削減する」とした国際公約をゼロベースで見直し、11 月に開催される気候変動枠組み条約第 19 回締約国会議（COP19）までに新たな削減目標をまとめることとしており、国の動向を注視する必要があります。

また、対策を進めていくうえで、県民の地球温暖化問題に関する意識は高いものの必ずしも行動に結びついていないため、地球温暖化対策への行動を促進することが重要です。

さらに、行われている取組においても、各主体による個々の取組に止まっていることから、地域で連携し、一体となった取組を進める必要があります。

3 今後の取組

(1) 地球温暖化対策の推進に係る条例の制定

平成 25 年 3 月に環境審議会において、地球温暖化対策の推進に係る条例のあり方の審議を諮り、中間案が取りまとめられました。今年度は、環境審議会の答申を踏まえ、様々な主体が、自主的かつ積極的に取り組める内容を盛り込んだ地球温暖化対策の推進に係る条例の制定に向けた取組を進めます。

(2) 「見える化」による啓発活動の推進

家庭部門における温室効果ガスの排出削減の取組を促進するため、地球温暖化防止活動推進員等による啓発活動等において、省エネ等に係る具体的な事例や効果を示した啓発冊子を活用するなど、「見える化」の取組を通じて、県民一人ひとりの意識をさらに高め、行動につなげていきます。

また、地球温暖化防止等の環境行動の定着を図るため、環境学習情報センターを拠点として、市町や学校等関係機関と連携し、環境保全の普及啓発に係る講座やイベント等を開催するなど、子どもたちを中心に環境教育を推進していきます。

(3) 電気自動車等を活用した低炭素社会モデル事業

電気自動車等を活用した低炭素社会モデル事業において、伊勢市をモデル地域として、企業、団体、大学等が参画した協議会を設立し、協議会の取組や各主体の役割を定めた行動計画を平成 25 年 3 月に策定しました。平成 25 年度は、この策定した行動計画に基づく観光プランの作成や国の補助金等を活用した電気自動車等の導入、充電器の設置等、行動計画が着実に進むよう支援していきます。

1 2 大気・水環境の保全について

大気・水環境課

1 大気環境について

(1) 現状

大気環境の状況を把握するため、県内 31 カ所に測定局（県管理 21 局、四日市市管理 10 局）を設け、24 時間連続測定を行っています。（一般環境測定局 24 局、自動車排出ガス測定局 7 局）

平成 24 年度の二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質については、すべての測定局で環境基準を達成する見込みでおおむね良好な状況ですが、微小粒子状物質（PM2.5）については 52%（速報値、10 測定局/19 測定局）の達成にとどまる見込みです*。

県北部では、NOx・PM 法対策地域（四日市市、桑名市（旧多度町を除く）、鈴鹿市、木曾岬町、朝日町、川越町）が指定されていることから、自動車の交通が集中することによる大気汚染の改善を図るため、平成 25 年 3 月に NOx・PM 総量削減計画（以下、「削減計画」という。）を策定しました。

※ 注意喚起のための暫定的な指針値（日平均 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を超過した日はありませんでした。

(2) 課題

PM2.5 の常時監視体制については、三重県は他県等に比べて整備が進んでいるところですが、国から示された測定局数には不足（県管理 1 局、四日市市管理 2 局）するため、整備を進める必要があります。

削減計画の策定にあたり実施した大気環境基準達成状況のシミュレーション結果では、削減計画の目標年度である平成 32 年度において、これまでの取組だけでは NOx・PM 法対策地域の一部で、二酸化窒素の環境基準を達成できないおそれがあり、今後、新たな対策が必要となっています。

(3) 今後の取組方向

PM2.5 の常時監視体制の整備のため、県管理として残る 1 測定局の設置を進めるとともに、引き続き暫定指針値を超えるおそれがある場合は、県民に迅速に注意喚起を行います。

平成 32 年度の削減計画の目標達成に向けては、NOx・PM 法対策地域内に流入する排出基準に適合しない自動車に対する対策が必要であり、流入車対策検討会議において関係団体等から十分意見を聴取した上で、地域の実状に応じた具体策を取りまとめます。

2 水環境について

(1) 現状

県内の河川（47 河川 62 水域）及び海域（4 海域 8 水域）における水質の常時監視の結果、平成 24 年度の河川（BOD）、海域（COD）における環境基準達成率は、それぞれ 94%（58 水域/62 水域）及び 63%（5 水域/8 水域）でした。

河川では、平成 17 年度以降、90%以上の達成率で推移しており、改善傾向にあるものの、海域のうち、閉鎖性海域である伊勢湾の環境基準達成率（COD）については、近年 60%弱の達成率で推移しており、毎年、赤潮や貧酸素水塊などが発生している状況です。

生活排水処理の状況については、下水道、集落排水処理施設、浄化槽等の処理施設の整備率が平成 10 年度に 40.5%（全国 40 位）であったところ、平成 23 年度には 79.1%（全国 29 位、岩手県及び福島県を除く。）となりました。本県では、浄化槽による生活排水処理施設の整備率が 26.3%（平成 23 年度）と、全国平均の 8.8%と比べて大幅に高く、浄化槽が生活排水対策において大きな役割を担っています。

海岸漂着物については、平成 24 年 3 月に「三重県海岸漂着物対策推進計画」を策定し、対策を進めているところです。

伊勢湾内に漂着するごみのほとんどは、三重県だけでなく伊勢湾流域圏全体から発生していると考えられることから、東海三県一市知事市長会議において、伊勢湾流域圏全体でこの問題に取り組むことが合意され、「海岸漂着物対策検討会」を設置しました。検討会においては、関係機関が協力し、海岸漂着物対策の周知啓発、環境団体等との連携及び流域圏での発生抑制対策等を推進することとし、三県一市が連携して、財政上の措置を講ずること等を国に提言しましたところ、平成 24 年度補正予算において全国で約 100 億円、本県分として約 2 億 7 千万円（平成 25、26 年度の 2 ヶ年）の予算が措置されました。

(2) 課題

伊勢湾では、海底に堆積した底泥からの有機物の溶出による富栄養化や、微生物等の分解による貧酸素水塊の発生が水質悪化の要因となっていますが、短期的な水質の改善は困難な状況であることから、引き続き工場・事業場排水や生活排水による汚濁負荷を一層削減していく必要があります。

生活排水処理施設の整備は着実に進展していますが、全国平均の 87.6%と比べると低い状況にあり、未普及人口の解消が課題となっています。特に、生活排水への影響が大きい単独処理浄化槽や汲み取りから合併処理浄化槽への転換が重要です。

海岸漂着物対策では、海岸漂着物対策検討会を設置しましたが、関係機関が協力して広域での効果的な対策等を具体化していく必要があります。

(3) 今後の取組方向

公共用水域の水質改善のため、引き続き、工場・事業場における排水基準及び総量規制基準の遵守を徹底するため、立入検査を実施するとともに、生活排水対策として、平成 24 年 8 月に見直した「生活排水処理アクションプログラム」に基づき、関係各部及び市町と連携して、生活排水処理施設の整備を推進していきます。

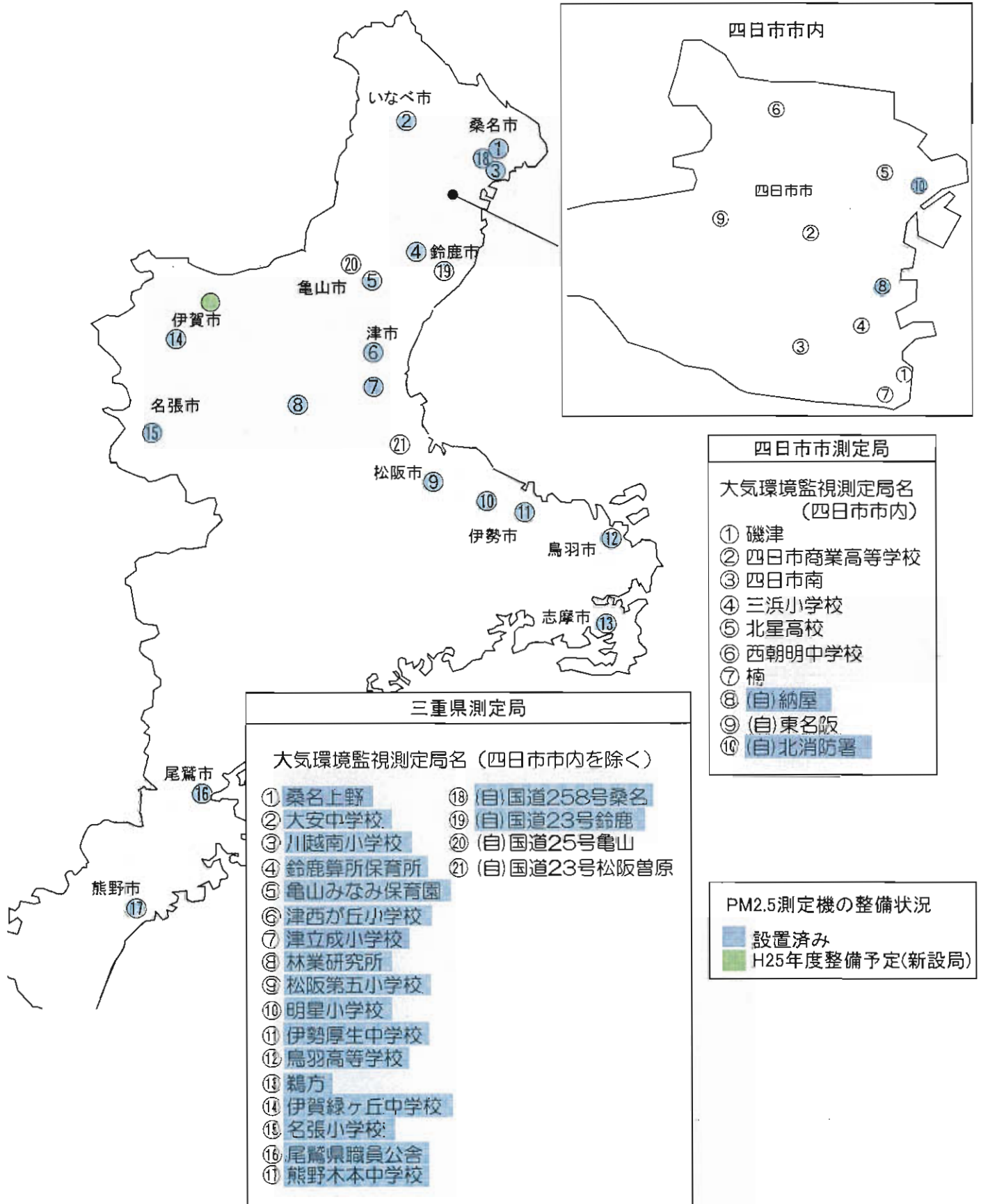
県内に多く残されている単独処理浄化槽や汲み取りについては、県費による上乗せ補助制度を活用し、合併処理浄化槽への転換の促進を図っていきます。

伊勢湾の再生に向けては、三重大学など研究機関と連携し、貧酸素水塊等の対策に係る調査研究を進めるほか、「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」をはじめとする、伊勢湾流域圏のさまざまな主体との協働・連携事業を推進します。

海岸漂着物対策では「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、国の平成 24 年度補正予算で措置された「海岸漂着物地域対策推進事業」を活用し、県内の海岸漂着物の回収・処理及び発生抑制対策を実施します。

東海三県一市の海岸漂着物対策検討会においては、本県がリーダーシップを取り、引き続き、広域圏での発生抑制等の検討、国への提言などを行うことにより、伊勢湾における海岸漂着物を削減し、美しい海岸景観を保全していきます。

大気環境測定局設置図（平成25年4月1日現在）



水環境について (参考資料)

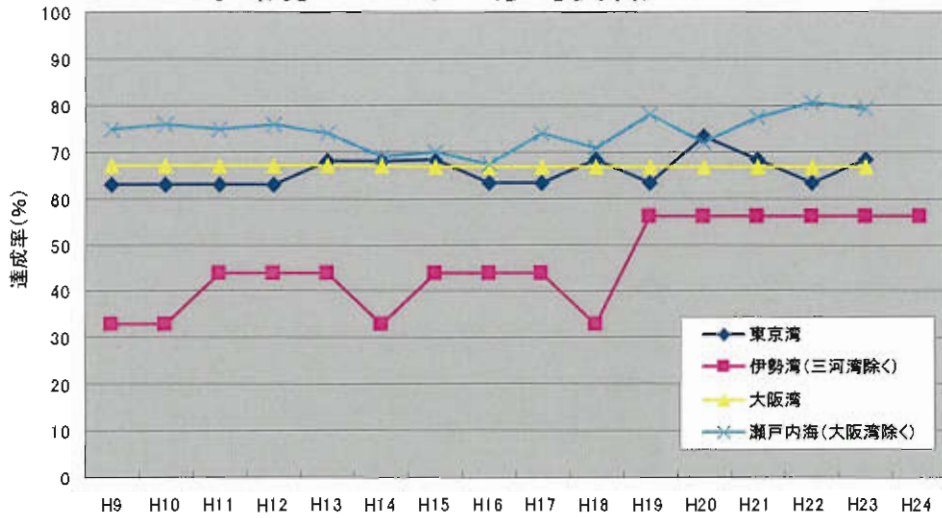


図1 伊勢湾等の環境基準達成率(COD)

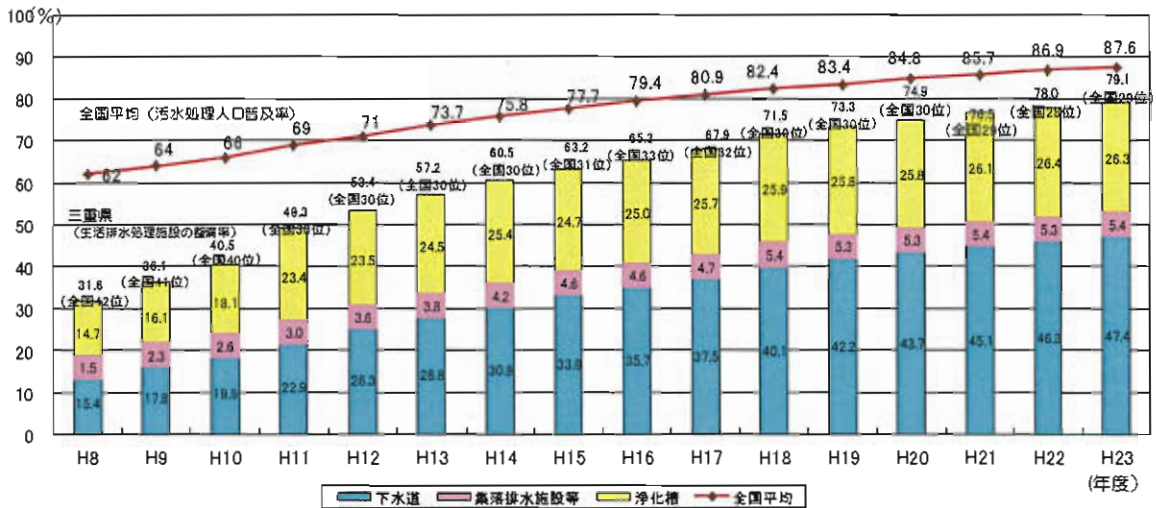
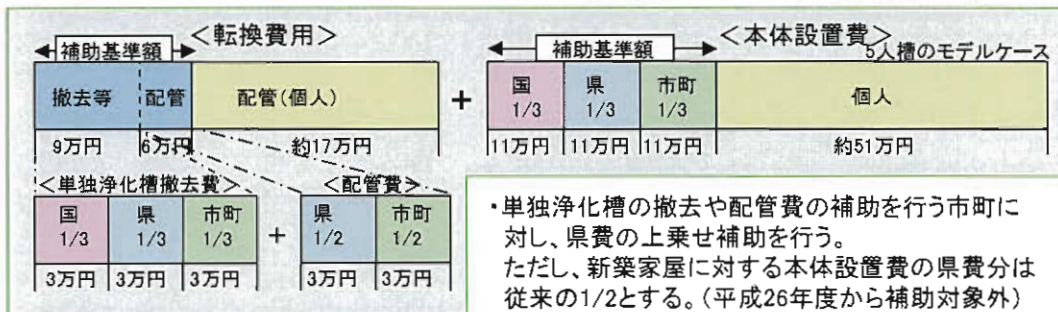


図2 生活排水処理施設整備率

※全国集計結果は、H22年度は岩手県、宮城県、福島県を除く。
H23年度は岩手県、福島県を除く。

①単独浄化槽、汲み取りから合併浄化槽への転換に対する上乗せ補助創設



②浄化槽市町村整備推進事業の導入に係る調査費の一部を補助する制度の創設

- ・市町による計画的な浄化槽の整備を促進するため、導入調査費について補助を行う。
- ・補助率は調査費の1/6とする。(平成27年度までの時限措置)

図3 浄化槽設置に係る県費補助制度(平成25年度)

1.3 「ごみゼロ社会」の実現について

廃棄物・リサイクル課

1 現状

(1) ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不用物は最大限資源として有効利用される「ごみゼロ社会」を実現するため、めざすべき具体的な将来像とその達成に向けた道筋を示した「ごみゼロ社会実現プラン(以下、「プラン」という)」を平成17年3月に策定しました。

プランに基づく取組の推進については「ごみゼロプラン推進委員会」において評価・検証を行っており、平成23年3月には中期目標の見直しなど、プランの改定を行いました。(資料1、2)

(2) これまでの取組により、家庭系・事業系ごみの排出量や最終処分量が大きく削減されるなど一定の成果が得られています。

また、レジ袋の有料化が県内全域で実施されたほか、28の市町で廃棄物会計が導入され、プランに掲げるごみ減量化に向けた取組が進められています。

表 プランに掲げる数値目標及び実績(単位:トン/年)

指標名		2002年度 (確定値)	2012年度 (速報値)	2002年度 比	中期目標 (2015)	数値目標 (2025)
ごみ排出量 (2002年度 比)	家庭系ごみ	535,198	459,534	-14.1%	-20%	-30%
	事業系ごみ	251,733	178,130	-29.2%	-35%	-45%
	計	786,931	637,664	-19.3%	-	-
資源としての再利用率		14.0%	15.4%	1.4%増	22%	50%
		110,781	98,213	-	-	-
最終処分量		151,386	41,940	-72.3%	55,000	0

2 課題

(1) ごみゼロに向けた市町のごみ減量化・資源化等の先進的な取組に対し、モデル事業として支援を行ってきましたが、その成果を有効活用するため取組を県内市町に展開していく必要があります。(資料3)

また、市町におけるごみ処理について、施設の更新時期を踏まえつつ、効率的かつ効果的な体制の構築を進めていく必要があります。

(2) 一般廃棄物の約3割を占め、3R(リデュース、リユース、リサイクル)を進めるうえで課題となっている生ごみ(特に厨芥類)の減量化・資源化を進めていく必要があります。

- (3) 県民のごみ減量化に関する意識の更なる向上のため、ごみ処理における住民参画やNPO団体等の多様な主体との連携のもと、ごみ減量化に向けた普及・啓発に注力していくことが必要です。

3 今後の取組方向（資料3）

- (1) モデル事業の成果の普及や効率的かつ効果的なごみ処理システムの構築のため、県は広域自治体として市町との協議や意見交換を行う場を設け、ごみ処理カルテの活用等の技術的支援やモデル事業の水平展開など、ごみ減量化・資源化等に向けた検討を促進します。
- (2) 生ごみ等の資源化については、産業廃棄物も含めたバイオマス利用の中で、資源化に向けた取組を進めます。
- (3) 地域で活動するNPO団体や事業者、市町と連携して、特に子ども達の「もったいない」という環境意識を育むため、モデル的に小学校での環境教育（出前授業）を実施するとともに、様々なイベント等において「ごみゼロ」に関する普及啓発に取り組みます。

ごみゼロ社会実現プランの体系

資料 1

《プランの基本事項》

- (1)計画期間: 2005~2025年度
(平成17~37年度)
- (2)取組対象: 家庭系ごみ及び事業系ごみ
(一般廃棄物)
- (3)推進主体: 県、市町及び県民

※県民とは、一人ひとりの個人をはじめ、NPO、ボランティア、自治会等地域の団体、企業(事業者)など多様な主体の総称

取組の基本的な視点

- (1)意識・価値観・行動の転換
- (2)取組に関する優先順位の明確化
- (3)多様な主体の役割分担の再構築と連携・協働
- (4)ごみを資源ととらえた地域づくりの展開

- ・「ごみは適正に処理すればよい」という意識から、「まずごみを出さない」という意識へ
- ・「燃える・燃えない」という分別から、「資源化できる・できない」という分別へ
- ・「効率性・経済性と環境保全はトレードオフの関係」という考えから、「それらを両立させる」という考えへ
- ・「目先の利便性優先、量の豊かさ志向」のライフスタイルから、「環境への配慮優先、質の豊かさ志向」のライフスタイルへ

基本理念

「ごみゼロ社会」の実現

数値目標

- ①ごみ排出量削減率
家庭系ごみ30%
事業系ごみ45%
(対2002年度実績)
- ②資源としての再利用率
50%
- ③ごみの最終処分量
0トン
- ④ものを大切に長く使おうとする県民の率
100%
- ⑤環境に配慮した消費行動をとる県民の率
100%
- ⑥食べ物を粗末にしないよう心がけている県民の率
100%
- ⑦ごみゼロ社会実現プランの認知率
100%

県内の現状

- ごみ処理に関する現状
- 県民の意識
- ごみの組成
- NPO等団体の意識
- 事業者の意識
- 市町の取組状況

基本方向

《発生・排出抑制》

- 1 拡大生産者責任の徹底
- 2 事業系ごみの総合的な減量化の推進
- 3 リユース(再利用)の推進

《再資源化》

- 4 容器包装ごみの減量・再資源化
- 5 生ごみの再資源化

《環境と経済の好循環創出》

- 6 産業・福祉・地域づくりと一体となったごみ減量化の推進
- 7 公正で効率的なごみ処理システムの構築

《気運醸成・文化形成》

- 8 ごみ行政への県民参画と協働の推進
- 9 ごみゼロ社会を担う人づくり・ネットワークづくり

基本取組

- 拡大生産者責任と費用負担のあり方の検討
- 拡大生産者責任に基づく取組の推進
- 事業系ごみ処理システムの再構築
- 事業系ごみの発生・排出抑制
- 事業系ごみの再利用の促進
- 不用品の再利用の推進
- リターナブル(リユース)容器の普及促進
- リースやレンタルの推進
- モノの長期使用の推進
- 容器包装リサイクル法への対応
- 容器包装の削減・簡素化の推進
- 生ごみの堆肥化・飼料化
- 生ごみのエネルギー利用
- 生ごみの生分解性プラスチック等への活用
- ローカルデポジット制度の導入
- 障がい者や高齢者等のごみゼロ活動への参画促進
- ごみゼロに資する地域活動の活性化促進
- 民間活力を生かす拠点回収システムの構築
- サービス産業の仕組みを生かしたリサイクル
- 埋立ごみの資源としての有効利用の推進
- ごみ処理の有料化等経済的手法の活用
- 廃棄物会計等の活用促進
- 地域密着型資源物回収システムの構築
- 地域のごみ排出特性を踏まえたごみ行政の推進
- 住民参画の行動計画づくり
- レジ袋削減・マイバッグ運動の展開
- ごみゼロに資するNPO、ボランティア等の活動推進
- 情報伝達手段の充実及び啓発・PRの強化
- もったいない普及啓発運動の展開
- 環境学習・環境教育の充実
- ごみゼロ推進のリーダーの育成と活動支援

推進方策

- 1 短期・中期の目標設定
 - ①ごみ排出量削減率
家庭系ごみ6%(2010) 20%(2015)
事業系ごみ5%(2010) 35%(2015)
 - ②資源としての再利用率
21%(2010) 22%(2015)
 - ③ごみの最終処分量
81,000トン(2010)
55,000トン(2015)
 - ④ものを大切に長く使おうとする県民の率
80%(2010) 90%(2015)
 - ⑤環境に配慮した消費行動をとる県民の率
60%(2010) 90%(2015)
 - ⑥食べ物を粗末にしないよう心がけている県民の率
60%(2010) 90%(2015)
 - ⑦ごみゼロ社会実現プランの認知率
90%(2010) 100%(2015)
- 2 プラン推進のマネジメント
 - 各主体の役割に応じた取組の推進
 - 各主体間の連携・協働
 - 全県的な推進体制の確立
- 3 プランを取り巻く諸課題
 - 再利用の困難なものの有効利用
 - 災害時等の適正処理の確保
 - 一般廃棄物と産業廃棄物との区分
 - 不法投棄対策
 - 取組の計画的、段階的な推進
 - 現行法制度上の制約等への対応

県の行動計画

- 1 県の役割
- 2 県の主な取組
 - ・ごみゼロ社会実現プランの周知、啓発
 - ・県庁舎等におけるごみ減量化の取組
 - ・推進のマネジメント
 - ・モデル事業等の実施とその成果の普及
 - ・市町、事業者等への支援等
 - ・広域的な取組の推進
 - ・政策提言、要望
- 3 ごみ処理施設の整備の方向